男鹿市規則第27号

男鹿市理容師法施行細則の一部を改正する規則

男鹿市理容師法施行細則(平成25年男鹿市規則第14号)の一部を次のよ うに改正する。

改正後 改正前 (書類の提出) (書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる法又は 省令の規定により提出する同表の中欄 に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄 に掲げる様式によるものとする。

第2条 次の表の左欄に掲げる法又は 省令の規定に基づく届出等は、それぞ れ同表の右欄に掲げる書類によるもの とする。

関係条項	書類名	様式
法 第 11 条第1項	理容所開設届出書	様式第 1号
法第 11 条の3第 2項	理容所開設者地位承継届出書(事業譲渡)	様式第 2号
法第 11 条の3第 2項	理容所開設者地位承継届出書(相続)	様式第 3号
省令第 21 条第 2 項 第 2 号	理容所開設者地 位承継同意書	様式第 4号
法第 11 条の3第 2項	理容所開設者地 位承継届出書 (合併又は分 割)	様式第 5号
法 第 11 条第2項	理容所開設届出 事項変更届出書	様式第 6号
法 第 11 条第2項	理容所廃止届出 書	様式第 7号

法 第 11 条第1項	理容所開設届(様式第1号)
法 第 11 条第2項	理容所開設届出事項変更 (廃止)届(様式第2 号)
法第 11 条の3第 2項	理容所開設者地位承継届 (様式第3号)
省令第 21 条第 2 項	理容師開設者地位承継同 意書(様式第4号)

(確認済証の交付)

第3条 市長は、法第11条の2の規定 により理容所の構造設備を確認したと きは、確認済証(様式第8号)を交付 する。

(確認済証の交付)

| 第3条 市長は、法第 11 条の2の規定 により理容所の構造設備を確認したと きは、確認済証(様式第5号)を交付 する。

改正後

様式第1号(第2条関係)



様式第2号(第2条関係)



改正前

様式第1号(第2条関係)

						年	月 日
男鹿市長	朴	Ř					
				住	所		
				氏	Talana a		
				1988			る事務所の
				[J9T4:	土地、名称	NZ 0172	受者の氏名
次のとおり理容	所を開設したい	100	で、理容師法第	11条第1	項の規定	により必	要書類を添
えて届け出ます。							
	名	称			600-0	舌 ()
理 容 所	1,000	地			Hisp	п (
	171 1X	AE.	作業室	待合所		消毒所	
構造及び設備の概要	īfii	積	TF来单 m	500000000	m²	(日母)灯	m²
	天井の高	ż		m	理容いつ	-	台
	主な理容器	ĮĮ.	(0.1.000)				
従 業 者	氏	名	生年月日	登録番		担理容師 終了番号	摘 要
理 容 師							
その他の従事者							
						_	
管理理容師	住所			氏名			
開設予定年月日		4	F 月 日				
端 考							
			店核、皮膚疾患そ	の他厚生党	労働大臣の	治定する	5伝染性
疾病がある場合	に、その旨を記	己入	してください。				
添付書類							
	法人であるとき	k (i	、定款又は寄附行	う為の写し			
2 構造及び	設備の概要を明	りり	かにした平面図	(例外即分	,		
			がにした平面区			伝染性粉	英病の有

様式第2号(第2条関係)

	理容所開	開設届出事	口貝发 艾	1(発	止) 油				
							年	月	日
男鹿市長	様								
				住	所				
				氏	名				
				100	:人にあ・ 行在地、				
次のとおり変更(廃」	E) したので、	理容師法	第11	条第	2項の規	定に	より届	量け出ま	ます。
理容所の名称									
理容所の所在地									
変更の内容・	変更前								
	変更後								
変更 (廃止) 年月日		年	月	Ħ					
変更 (廃止) の理由									
着 考									_
相一与	じた場合で、その								
従業者に変更を生し			105 £ 300	7.1	すた !	管理环	里容師	の受講	修了
従業者に変更を生し は、免許の年月日、者									
従業者に変更を生し						:記入	してく	ください	10
従業者に変更を生し は、免許の年月日、者						記入	してく	ください	10

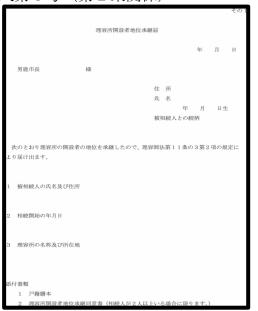
改正後

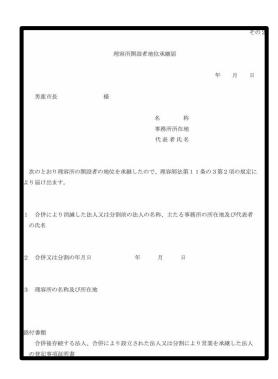
様式第3号(第2条関係)



改正前

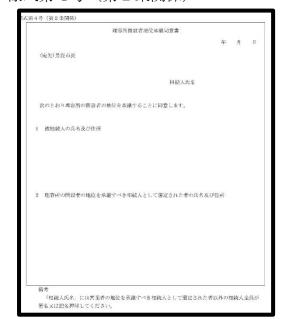
様式第3号(第2条関係)



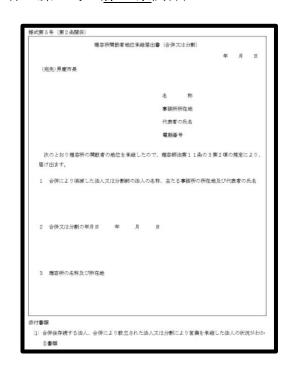


改正後

様式第4号(第2条関係)

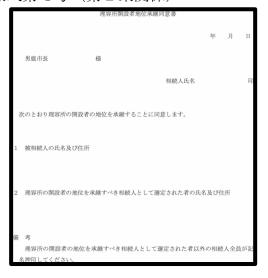


様式第5号(第2条関係)



改正前

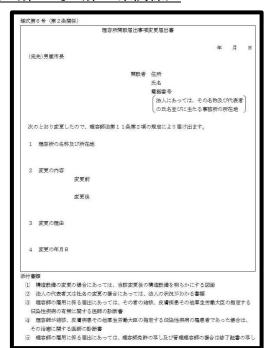
様式第4号(第2条関係)



様式第5号(第3条関係)

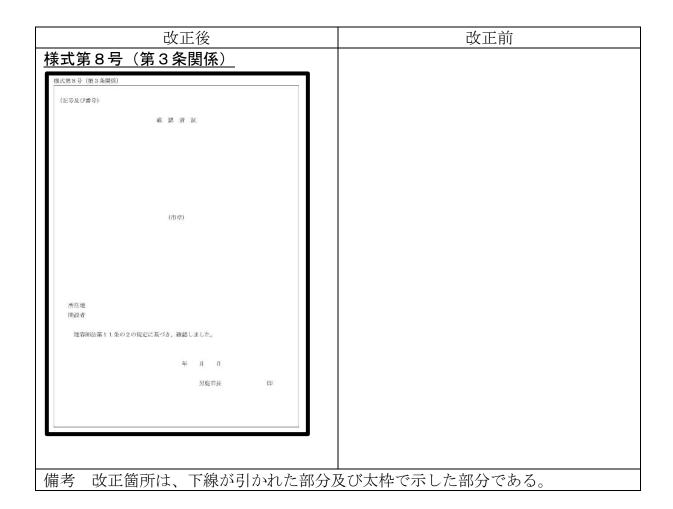


様式第6号(第2条関係)



様式第7号(第2条関係)





附則

この規則は、公布の日から施行する。